

新 旧 対 照 表

改正後

旧

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想 改正案

平成22年3月

綾 町

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営(認定農業者等)の指標 3
個別経営体(農業経営の指標)

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者等)に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 3
1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者等)に対する農用地の利用の集積に関する目標 3
2. その他農用地の利用関係の改善に関する目標 3
(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状 3
(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン 3
(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等 3

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 4
1. 利用権設定等促進事業に関する事項 5
(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 5
(2) 利用権の設定等の内容 7
(3) 開発を伴う場合の措置 7
(4) 農用地利用集積計画の策定時期 8
(5) 要請及び申出 8
(6) 農用地利用集積計画の作成 8
(7) 農用地利用集積計画の内容 9
(8) 同意 10
(9) 公告 10
(10) 公告の効果 10
(11) 利用権の設定等を受けた者の責務 10
(12) 紛争の処理 10
(13) 農用地利用集積計画の取消し等 10
2. 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項 11
3. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項 11
~~4.~~ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 11
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進 11
(2) 区域の基準 11
(3) 農用地利用調整事業の内容 11
(4) 農用地利用規程の内容 12
(5) 農用地利用規程の認定 12
(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定 12
(7) 農用地利用改善団体の勧奨等 13
(8) 農用地利用調整事業の指導、援助 14
~~5.~~ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う

農作業の実施の促進に関する事項	14
(1) 農作業の受委託の促進	14
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあつせん等	14
5 6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	15
6 7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	15
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	15
(2) 推進体制等	15
第5 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項	15
1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	15
2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	16
3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	16
(1) 農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	16
(2) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方	16
(3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方	17
第6 その他	22
附 則	25
別紙1 (第4の1(1)⑥関係)	26
別紙2 (第4の1(2)関係)	27
別紙3 (第6の4関係)	31

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 綾町は、宮崎県のほぼ中央部で宮崎市中心から約20kmに位置する。温暖な気候を生かして、野菜等施設園芸作物を中心に、果樹や畜産、露地野菜等の生産が盛んである。

また、本町では、昭和63年「綾町自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、自然生態系農業を基本とした安全で高品質、新鮮で付加価値の高い農畜産物の生産振興にとり組んでいる。

今後は、特に施設園芸において、高収益の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 略

3 綾町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営（以下、「認定農業者等」という。）を育成するものとする。

4 本町は、将来の綾町農業を担う若い経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、綾町は、綾町農業協同組合（以下「農協」という。）、綾町農業委員会（以下「農業委員会」という。）、宮崎県中部農林振興局（以下「農林振興局」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、綾町担い手育成協議会（以下「担い手協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して上記の綾町担い手育成支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に本町にある農用地利用改善団体で行われている集団

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 綾町は、宮崎県のほぼ中央部で宮崎市中心から約20kmに位置する。温暖な気候を生かして、野菜等施設園芸作物を中心に、果樹や畜産、露地野菜等の生産が盛んである。

また、本町では、昭和63年「綾町自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、生態系農業を基本とした安全で高品質、新鮮で付加価値の高い農畜産物の生産を目標に生態系農業を推進している。

今後は、特に施設園芸において、高収益の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 綾町の農業構造については、高齢化、兼業化の進展に伴い、担い手不足は一層進むと予想され、農家は優れた経営管理能力と高い技術力等を備えるとともに企業者感覚を持つ企業の先進農家、兼業を持ち農業も行う自作兼業農家、農業は生きがいや趣味である自給農家、農地の所有権は持つが農業は行わない農地提供者に大きく分かれていき、階層分化が更に進むものと思われる。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 綾町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

具体的な経営の目標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度、1経営体当たり530万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,900時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 本町は、将来の綾町農業を担う若い経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、綾町は、綾町農業協同組合（以下「農協」という。）、綾町農業委員会（以下「農業委員会」という。）、宮崎県中部農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、綾町担い手育成協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して上記の綾町担い手育成支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に本町にある農用地利用改善団体で行われている集団

的土地利用を模範としつつ、このような土地利用調整を全町的に展開して、集団化、連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるように努める。
(削る)

水田農業等土地利用型農業が主である集落では、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農協及び農業機械銀行と連携を密にして、農地対策の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体としての当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理・農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、兼業農家や地域住民等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象にした地域農用地高度利用推進事業や県営農地保全整備事業並びに県営中山間地域総合整備事業の実施に当たっても当該実施地区において経営の展開している認定農業者にも十分配慮し、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 本町は、担い手協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農林振興局の協力を受けつつ行う。

特に、大規模畜産を目指す農業経営においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫宮崎支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、集約的な経営を展開する農家においては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チーム

的土地利用を模範としつつ、このような土地利用調整を全町的に展開して、集団化、連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるように努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落では、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農協及び農業機械銀行と連携を密にして、農地対策の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体としての当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理・農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他のサラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象にした地域農用地高度利用推進事業や県営農地保全整備事業並びに県営中山間地域総合整備事業の実施に当たっても当該実施地区において経営の展開している認定農業者にも十分配慮し、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 本町は、綾町担い手育成支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を普及センターの協力を受けつつ行う。

特に、大規模畜産を目指す農業経営においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に農林金融公庫宮崎支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、集約的な経営を展開する農家においては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チーム

の下に、市場関係者や宮崎県経済農業協同組合の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密な指導を行い、水稲と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 略

第2 農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の指標

第1に示したような目標を可能とする認定農業者等の指標として、現に綾町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、綾町における主要な営農類型について示すと、別表のとおりとする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの認定農業者等に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○認定農業者等が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
65%	
なお、面的集積の目標については、農地利用集積円滑化事業を活用して、認定農業者等への面的集積の割合が高まるよう努める。	

(注) 1 「認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は、平成26年とする。
(削る)

2 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

町を平坦部、山間部に区分し、各地帯で展開されている農業経営の概要と農地の利用状況を記述。

の下に、市場関係者や宮崎県経済連の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密な指導を行い、水稲と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 農業経営所得の安定化に向けた基本的な支援方策として、

- ①生産性の向上（生産技術の指導、施設化・機械化に対する助成等）
- ②経費の軽減（経費に係る農家負担の軽減措置等）
- ③補償制度の充実（全品目にわたる価格補償制度の確立等）

の3項目を中心とした支援の強化が必要であり、合わせて農家の経営指導の充実を図る。農家の経営所得の安定化に向けた支援を、町、農業委員会、農協、普及センター等関係機関一体となって推進する。

第2 農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に綾町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、綾町における主要な営農類型について示すと、別表のとおりとする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
65%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

3 同一市町村内で、地域によって見込まれるシェアの目標に著しい相違があるときは、市町村内を区域区分して記述してもよい。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

高齢化、兼業化の深化、今後10年間の農地の動きの予測と、担い手の確保と農地の集積の考え方を記述。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関、団体との連携等

(2) のビジョン達成のための、担い手協農地部会、面的集積推進組織及びそれらの各構成機関の役割分担と連携について記述。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

綾町は、宮崎県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、綾町農業の基本方針である「自然生態系農業」を基本に、本町農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

綾町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農業生産法人以外の法人」という。）を除く）又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（ウ）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

綾町は、宮崎県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、綾町農業の基本方針である「自然生態系農業」を基本に、本町農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

綾町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（カ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（ウ）、（オ）及び（カ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(削る)

- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアのア及びイに掲げる要件（農業生産法人にあっては、アに掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、
・同法第11条の31第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、
・法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体
・又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農業生産法人以外の法人が賃借権又は使用貸借のよる権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）すべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行う場合には、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、

(ウ) 利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(エ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(オ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(カ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（~~オ~~）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアのアからウに掲げる要件（農業生産法人にあっては、ア及びウに掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地保有合理化法人が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 法第4条第4項に規定する特定法人貸付事業の実施によって農業生産法人以外の法人が賃借権又は使用貸借のよる権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、次のすべてを満たすこと

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

イ 第6の4の協定に従い耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ウ 法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員又は社員が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行う場合には、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、

かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

~~⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。~~

(2) 利用権の設定等の内容 略

(3) 開発を伴う場合の措置

① 綾町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第4号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 綾町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
ア 当該開発事業の実施が確実であること。
イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期 略

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、綾町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、賃借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 綾町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第4号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 綾町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
ア 当該開発事業の実施が確実であること。
イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 綾町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
② 綾町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める
③ 綾町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定まる。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、綾町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

る。

- ② 綾町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 町の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 綾町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合は、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 綾町は、(5)の②及び③、④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 綾町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

①～④(略)

- ⑤ ①に規定する者が農業生産法人以外の法人等である場合には、
 - ・貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、
 - ・賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を市町村の長に報告すること、
 - ・農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、現状回復がされな

- ② 綾町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 綾町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合は、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 綾町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、綾町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 綾町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、賃借及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係（①に規定する者が法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。）

いときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め、

この他、撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑦ ①に規定する者の農業経営状況

(8) 同意

綾町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的する権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

綾町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を綾町の掲示板への掲示により公告する。

なお、町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

略

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

略

(12) 紛争の処理

略

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者の農業経営状況

(8) 同意

綾町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的する権利を有する者のすべての同意を得る。

(9) 公告

綾町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を綾町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

綾町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

綾町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、賃借料又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 村は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を村の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

(1) 綾町は、県下一円を区域として農地保有合理化事業を行う社団法人宮崎県農業振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(1)～(2)略

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 綾町は、町の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び担い手協等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1～5)(略)

2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

(1) 綾町は、県下一円を区域として農地保有合理化事業を行う社団法人宮崎県農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 綾町、農業委員会、農協は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を活かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

綾町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～3集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規定の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規定においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規定の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を綾町に提出して、農用地利用規定について綾町の認定を受けることができる。
- ② 綾町は、申請された農用地利用規定が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規定の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規定の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のイに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規定が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規定で定めるとるに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 綾町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規定を綾町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規定の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。
- ② ①の規定による定める農用地利用規定においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 綾町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規定について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規定の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
 - ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定(以下「特定農用地利用規定」という。)において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。
- ②～④(略)

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等
略

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 綾町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう指導、援助に努める。
- ② 綾町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興局、農業委員会、農協、農地利用集積円滑化団体、農地保有合理化法人(社団法人宮崎県農業振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、綾町担い手育成協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
(略)

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
綾町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応

- 託を行うよう勸奨することができる旨定められていること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定(以下「特定農用地利用規定」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規定は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 綾町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう指導、援助に努める。
- ② 綾町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、農業委員会、農協、農地保有合理化法人(社団法人宮崎県農業開発公社)等の指導、助言を求めてきたときは、綾町担い手育成協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

綾町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
綾町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応

した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

綾町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 綾町は、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策交付金等を活用し、集落内の相互扶助活動の活性化を促すとともに農作業受託組織の育成を図る。

イ 綾町は、担い手への農地の面的な集積を加速させるため、国や県等の事業を活用し集落や産地単位での話し合い活動を通して農用地利用改善団体の育成を図り集落営農の組織化を図る。

ウ 綾町は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

綾町は、農業委員会、振興局、農協、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される認定農業者等の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

(略)

第5 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

綾町の農業構造は土地基盤整備等の遅れもあり、高齢化・兼業化の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で農地の資産的保有傾向が強く、農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、今後、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

このため、生産基盤の整備や高性能の農業機械等を導入し中山間地域直接払い制度を活用し農地の担い手への利用集積を促進する必要がある。

農地利用集積円滑化団体は、こうした地域の農地の利用状況や面的集積の課題等を的確に把握し解決できる者とし、具体的には、

① 従来から認定農業者等の担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っていること、

② 地域の農用地の利用状況、農用地の所有者（出し手）や認定農業者等（受け手）に関する情報に精通していること、

③ 農用地の出し手や受け手との情報交換、利用調整活動等に積極的に取り組む意向があること及

した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地保有合理化法人の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

綾町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 綾町は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

イ 綾町は地域農政推進対策事業、農業基盤整備事業及びその他の助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長するよう実施する。

ウ 綾町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

エ 前3項のほか、綾町は地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

綾町は、農業委員会、普及センター、農協、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農協、土地改良区及び農地保有合理化法人は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、綾町担い手育成協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、綾町は、このような協力の推進に配慮する。

び農用地の利用調整活動を行う体制が整っていること

等の条件を満たす者とし、村一円を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体として日向農業協同組合を位置づけるとともに、農用地利用改善団体等による農地所有者代理事業への参画を推進する。

なお、事業実施地区が重複する農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合、他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との適切な連携が図られると認められるものであること。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

村における農地利用集積円滑化事業は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を対象として行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携及び調整に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

当該事業により貸付等を行うことができる相手方（農業生産法人以外の法人等については貸付（貸借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。

また、貸付等の相手方が農地保有合理化法人を通じた転売又は転貸を希望している場合には、農地保有合理化法人を貸付等を行う相手方とすることができる。

(3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 当該事業を実施するに当たっては、農用地等の効率的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付等の相手方を指定しないこととする。

② 当該事業を実施する場合には、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と農地利用集積円滑化団体が委任契約を締結することとする。なお、委任契約の締結に当たっては、当該事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲について、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めることとする。

③ 当該事業を行う農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込みを受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒んではならないこととする。

(4) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 農用地等の売買価格は、近傍類似の取引価格を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

② 農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等

の情報を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

(5) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

① 綾町は、農地利用集積円滑化事業を円滑に実施するため、農地利用集積円滑化団体と位置づけた農協と農業委員会、町が役割分担を明確にし、密接な連携による情報の共有化や業務の効率的な実施が図れるよう、これらの機関で構成する面的集積推進組織を設置する。

また、事業が効果的に展開できるよう担い手協農地部会の構成員との密接な連携を図るものとする。

② 面的集積推進組織の構成員は、以下の役割分担により事業を推進し、農業委員等とともに積極的に農地所有者及び利用者に働きかけ、担い手への農地の面的な利用集積を図るとともに、農用地利用改善団体の育成や活動の高度化を推進する。

ア 町

- a) 面的集積推進組織の業務の統轄
- b) 国・県の支援事業を活用した事業推進

イ 農業委員会

- a) あっせん事業等を活用した農地の受け手の確保
- b) 権利設定期限が満了する農地の抽出・意向確認
- c) 農地地図情報等を活用した農地の面的集積の推進

ウ 農地利用集積円滑化団体(綾農業協同組合)

- a) 農地利用集積円滑化事業の実施
- b) 農地利用集積円滑化事業の支援事業の実施

第5 遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項
(削る)

第5 遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項

1 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるものの所在

(1) 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地

綾町における遊休農地は、中山間地域であり急傾斜で狭隘な農地が多い地区に集団的に存在し、一方、水田平常地域であり土地基盤整備が進捗している地区では、面積は少ないものの一部の端地等に偏在しており、その面積は総計で60haとなっている。

また、今後10年間を見通して、遊休農地となるおそれがある農地については、後継者が見込まれない高齢農家の営農の見込み、水田における不在村農地所有者の状況及び最近の相続の動向、土地持ち非農家の農地の貸付意向、認定農業者等担い手の状況等からみて、中山間地域の地区を中心に6ha存在しているとみられる。

(2) 要活用農地

遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地(以下「遊休農地等」という。)のうち、今後、担い手へ利用集積するなど地域農業の振興を図る上で重要であり、農業上の利用の増進を図る必要がある農地(以下「要活用農地」という。)は、中山間地区等を中心に50ha存在している。

[遊休農地等及び要活用農地の具体的な所在地]

(注) 1. 遊休農地等及び要活用農地の具体的な所在を別添図に示す。

2. 別添図には、遊休農地等及び要活用農地の位置が判別できるよう色分けして図示し、可能な限り地番等を付記する。

3. 別添図には、可能な限り要活用農地を例えば①直ちに利用可能、②直ちに利用は困難などに区分し図示する。

(3) その他

遊休農地等のうち要活用農地以外に区分された農地については、地域の状況等により、林地化や景観形成作物の作付け等農業生産以外の利用を進めるものとする。

2 認定農業者に対する要活用農地の利用の集積その他要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策に関する事項

(1) 要活用農地の農業上の利用の増進に関する基本的な取組

① 綾町は、要活用農地について利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業、農用地利用改善事

業の実施を促進する事業、土地基盤整備事業等遊休農地の発生防止・解消のための事業を積極的に実施するとともに、農業委員会等との連携を図り担い手への利用集積を進めるものとする。

② 農業委員会は、要活用農地について定期的に巡回・点検を行い、特に必要があると認められるときは、当該要活用農地の所有者又は当該要活用農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「使用収益権者」という。）に対し、農業上の利用の増進を図る旨の指導を行うとともに、当該要活用農地に利用権の設定等を行うことが望ましいと考えられる場合は、相手方の紹介、あっせん等を行う。

③ ②の指導をした場合においてもなお当該指導に係る要活用農地が相当期間耕作の目的に供されないとき、又は当該指導をすることができないときは、綾町に対し、当該要活用農地が特定遊休農地である旨の通知をするよう要請するなど必要な措置を講ずるよう積極的に働きかけるものとする。

④ 働きかけを受けた綾町は、法第27条の2第1項の規定に基づき、当該要活用農地の農地所有者（使用収益権者がある場合には、その者。以下「農地所有者等」という。）に対する特定遊休農地である旨の通知又は農地所有者等を確知することができない場合における特定遊休農地である旨の公告を行う。

また、特定遊休農地である旨の通知を受けた農地所有者等が、法第27条の2第2項の規定に基づき届け出た計画に、当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の記載があるときは、綾町は、農業委員会にその旨を通知し、農業委員会による調整活動を促すなど、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体との連携の下、要活用農地の認定農業者等への利用集積の促進その他要活用農地の農業上の利用の増進に係る対策を講ずるものとする。

⑤ 上記①から④までの措置によってもなお基本構想の達成に支障が生じるおそれがあると認められる場合、綾町は、法第27条の3第1項の規定による特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告をするものとする。

⑥ ⑤の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、綾町、当該勧告に係る特定遊休農地の利用権の設定等を希望する綾町農地保有合理化法人（綾町における農地保有合理化法人を記述する。以下、⑥においても同じ。）、社団法人宮崎県農業開発公社、綾町又は特定農業法人のうちから利用権の設定等に関する協議を行う者を指定して、その者が利用権の設定等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

なお、指定については、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める者に対し行うものとする。

ア 当該勧告に係る特定遊休農地が、特定農用地利用規定に定められた農用地利用改善事業の実施区域内にある場合

綾町農地保有合理化法人若しくは社団法人宮崎県農業開発公社又は当該特定農用地利用規定において定められた特定農業法人

イ 当該勧告に係る特定遊休農地が、第6の1に規定する区域（市街化区域を除く。）内にある場合

綾町農地保有合理化法人（又は綾町若しくは社団法人宮崎県農業開発公社）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合

綾町農地保有合理化法人又は社団法人宮崎県農業開発公社

⑦ ⑥の規定により協議を行う者として指定された者は、次に掲げる事項について積極的に行うものとし、これらにより特定遊休農地の利用権の設定等を受けた場合には、本基本構想の達成に資するよう当該特定遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

ア ⑥の通知があった日から起算して6週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うこと

イ ⑥の規定による協議が調わず、又は協議することができないときは、⑥の通知があった日から起算して2月以内に、宮崎県知事に対し、その協議に係る利用権の設定等につき必要な調停をなすべき旨を申請すること

ウ イの調停が調わないときは、当該調停の案に係る勧告があった日から起算して6月以内に、宮崎県知事に対し、当該勧告に係る特定遊休農地について、特定利用権（農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。）の設定に関し裁定を申請すること

⑧ 綾町は、特定遊休農地における病虫害の発生、土石の堆積等の事由により、当該特定遊休農地の周辺の地域における農用地に係る営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該特定遊休農地の農地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるべきことを命ずるものとする。

⑨ ⑧の命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、当該命令を行うべき特定遊休農地の農地所有者等を確知することができないとき等に該当する場合は、綾町自らその支障の除去等の措置を講ずる。なお、支障の除去等の措置に要した費用については、特段の事由がない限り、当該特定遊休農地の所有者等に負担させるものとする。

(2) 要活用農地の計画的解消

綾町は、現状の要活用農地 50ha (1の(2)で示した要活用農地面積の合計)について、計画的にその解消を図る必要があることから、直ちに利用可能な水田平常地域であり土地基盤整備が進捗している地区については今後1年程度を目途に解消を図るとともに、残る中山間地域であり急傾斜で狭隘な農地が多い地区については、各種指導や事業の導入により、おおむね5年以内の解消に努めるものとする。

(3) 要活用農地の農業上の利用の増進を図るための具体的施策に関する事項要活用農地の農業上の利用の増進を図るため、以下の施策を推進することとする。

第6 特定法人貸付事業に関する事項 (削る)

第6 特定法人貸付事業に関する事項

1 特定法人貸付事業の実施区域

綾町においては、遊休農地の増加が続いており、特に、集落内の高齢化が進んでいる中山間地域の地区では、遊休農地が増加し、要活用農地の当該区域内の農地の30%を占めるなど、農地の農業上の利用の増進を図る必要がある。

当該地区には、認定農業者も若干名しかいないため、遊休農地・遊休農地化しないための担い手の確保が困難となっている。

このため、綾町は、特定法人貸付事業の実施区域は本町全域とする。ただし、農業の担い手不足等により遊休農地の増加が懸念され、地域の農業者だけでは遊休農地の解消やその発生の防止が困難となっているような区域であって、農業生産法人以外の法人が農業に参入することによってこれらの問題の解消を図る必要があると認められる区域(以下「実施区域」という。)とする。

2 特定法人貸付事業の実施主体

綾町における特定法人貸付事業の実施主体は、綾町とする。

ただし、地域の実情等から綾町農業協同組合又は社団法人宮崎県農業開発公社が実施することが適当であると認められる場合には、当該地域においては綾町農業協同組合又は社団法人宮崎県農業開発公社を実施主体とする。

3 設定される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準及び賃借料の算定基準

(1) 設定される権利の存続期間は3年以上5年未満の範囲内とする。ただし、権利を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年以上5年未満の範囲内とすることが適当でないと認められる場合には、この範囲を超え、又は下回る存続期間とすることができる。

(2) 設定される賃借料は、農地については、農地法第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。

また、採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の賃借料に比準して算定し、近隣の賃借がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される賃借料を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。

4 特定法人と締結する協定に関する事項

綾町農業協同組合又は社団法人宮崎県農業開発公社及び綾町と特定法人は、次の事項を含む協定を締結することとし、具体的には別紙3の協定例に準じて作成するものとする。

(1) 地域農業における役割分担に関する事項として、特定法人が道路・水路・ため池等共同利用施設の維持管理に関し、地域の取決めを遵守し、応分の役割を担うこと

(2) 特定法人による協定の実施状況についての報告については、少なくとも毎年1回以上行うこと

(3) 協定違反の場合に講ずるべき措置として、特定法人に対して違反状態を是正すべき旨の指導等を

- 十分に行ってもなお改善が見込まれない場合には、賃貸借又は使用貸借の解除を行うこと
- (4) 特定法人が破産手続開始の決定を受けた場合、その他当該法人による耕作又は養畜の事業の継続が困難と認められる場合については、協定に違反する場合に該当すること
- 5 特定法人が設定を受ける権利が賃借権である場合における賃借料の支払方法その他賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る契約の内容に関する事項
- (1) 特定法人が設定を受ける権利が賃借権である場合における賃借料の支払方法は、原則として、賃貸借契約の定める日までに当該年に係る賃借料の全額を一時に支払うものとする。
- (2) 実施主体が特定法人と締結する賃貸借契約又は使用貸借契約においては、(1)のほか、次の事項を明記するものとする。
- ① 貸付期間に関する事項
- ② 貸付地の修繕及び改良に関する事項
- ③ 特定法人が4の協定に違反した場合には、賃貸借又は使用貸借の解除を行う旨の規定
- ④ その他必要な事項
- 6 特定法人貸付事業の実施を促進する事業に関する事項
- (1) 綾町(又は実施主体)は、特定法人貸付事業が円滑に行われるよう、農業委員会、土地改良区及び農業協同組合と連携して、当該事業の実施区域内の農用地の所有者に対し当該農用地の貸付けに関する意向の把握に努めるとともに、特定法人の希望する農用地の条件との調整に努める。
- (2) 綾町は、特定法人貸付事業の適正かつ円滑な実施を図れるよう、農業委員会、農協、普及センター等と連携し、これらを構成員とする綾町担い手育成協議会を中心として、特定法人に対する営農指導、情報提供に努める。
- 7 その他特定法人貸付事業に関し必要な事項
- (1) 実施主体は、特定法人貸付事業の実施区域内において農用地の権利取得を希望する法人について、その事業計画等からみて安定・継続して農業経営を行うことが見込まれる場合に当該事業を実施するものとする。
- また、特定法人貸付事業の用に供するための農用地の権利取得は、当該事業の実施の見込みが確実になった時点に行うものとする。
- (2) 実施主体は、特定法人貸付事業の適正な実施を図るため、特定法人からの報告及び実地調査等から協定に違反している又は違反するおそれがあると認めた場合には、特定法人に対して是正のために必要な措置をとるよう指導等を行うものとする。
- この指導等の措置によっても、協定に違反し、その改善が見込まれないと認められる場合には、実施主体は法第27条の13第3項の規定により賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。この場合、特定法人に対して解除の理由、解除の日(引渡しの日)等を明らかにした書面により通知するとともに、農業委員会(実施主体が綾町以外の場合には、農業委員会及び綾町)にその写しを送付するものとする。
- なお、実施主体が綾町以外の場合にあつては、解除にあたっては事前に綾町と協議を行わなければならない。
- (3) 実施主体は、協定違反等により特定法人から貸付農用地の返還を受けた場合には、当該農用地の農業上の利用の確保を図るため、速やかに他の特定法人への貸付けについて調整を図るものとし、新たに特定法人に貸し付けられるまでの間、当該農用地を適切に管理するものとする。

第7 町の全部又は一部を事業の実施地区として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項(削る)

- 第7 市町村の全部又は一部を事業の実施地区として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項
- 綾町は、当町を区域として行う農地保有合理化事業の実施主体を農協とする。農協が行う農地保有合理化事業の推進に当たっては、県下一円で同事業を実施する社団法人宮崎県農業開発公社との連携の下に実施するものとする。農協が行う農地保有合理化事業は、次に掲げる事業の範囲内において実施するものとする。
- ① 農用地の買い入れ、又は借り受けて、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- ② 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引き受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- ③ 農用地の貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業
- ④ 法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする

第6 その他
略

附 則

1. この基本構想は、平成18年 8月25日から施行する。
2. この基本構想は、平成 年 月 日から施行する

別紙1（第4の1の(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

する農業生産法人に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

(ア) 農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資

(イ) ①から③までに掲げる事業により売り渡し、交換し、若しくは当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

⑤ 農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成18年 8月 日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑤関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の4第1項第3号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第1条の4第1項第4号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第18条第3項第2号ハに掲げる要件

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 4 の 1 (2)関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年 (農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき国富町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

別紙 2 (第 4 の 1 (2)関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は最低3年(農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 なお、特定法人貸付事業による場合には、第6の3の(1)によるものとする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、国富町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの⑨に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの⑨に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払い方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の住所等において支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

別紙3（第6の4関係）
[削除]

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払い方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の住所等において支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

別紙3（第6の4関係）

協 定 例

綾町（以下「甲」という。）、〇〇〔農地等の貸付主体の名称〕（以下「乙」という。）及び△△〔特定法人の名称〕（以下「丙」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項に規定する特定法人貸付事業の実施により農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）について丙が乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

【農地等の所在・面積と協定事項にしない場合】
（丙が行う耕作又は養畜の事業の内容及び実施区域）

- 第1条 丙は、乙が作成した農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定する基本構想において定めた特定法人貸付事業の実施区域内の農地等について、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、当該賃借権又は使用貸借による権利が設定されている農地等（以下「貸付農地等」という。）において、〇〇、△△、及び××〔農作物の具体名等〕の生産〔又は栽培〕を行うものとする。
- 2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約または使用貸借契約の定めるところにより、貸付農地等の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

【農地等の所在・面積を協定事項にする事項】
（耕作又は養畜の事業の内容並びに農地等の所在及び面積）

- 第1条 丙は、次表の左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業について、それぞれ、特定法人貸付事業の実施により乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている又は受けることとなる同表の右欄に掲げる農地等において行うものとする。
- 2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、特定法人貸付事業の実施により乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている農地等（以下「貸付農地等」という。）の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

（地域の農業における法人の役割分担）

- 第2条 丙は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。
- 2 丙は、貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守するものとする。
- 3 丙は、前2項の役割を担うため、丙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する役員のうち少なくとも1名をその任に当たらせるものとする。

(協定の実施の状況等についての報告に関する事項)

第3条 丙は、甲及び乙に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等の面積、貸付農地等において行っている耕作又は養畜の事業の実施状況及び第2条第3項の常時従事役員の氏名及び常時従事の状況について、甲が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告するものとする。

2 丙は、第1条、第2条各項及び第3条第1項のすべて又はいずれかの定め抵触する又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに乙にその旨連絡するものとする。

3 丙から2の連絡を受けた乙は、甲の協力を得て丙の実行できない事情を調査し、甲との協議の上、その事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを丙に指示するものとする。

(実地調査等)

第4条 乙は甲の協力を得て、丙が貸付農地等において行う耕作または養畜の事業の実施状況を確認するため、必要に応じ実施の調査その他農業委員会からの聞き取り等による調査を行うものとする。

2 乙は、前項の調査により丙が第1条、第2条及び第3条(第3項を除く。)の定め違反していると認めた場合は、第3条第3項に準じて丙に対応策を指示するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第5条 丙が第3条第3項及び第4条第2項の定めによる乙の指示に従わず、貸付農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していない、又は丙が破産手続開始の決定を受けて解散する場合など、貸付農地等について、耕作又は養畜の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。

2 乙は、前項により賃貸借又は使用貸借を解除するときは、甲と協議するものとする。

3 乙は、第1条の解除に当たっては、丙に解除の理由及び解除の日(引渡しの日)等を明らかにした書面で通知するとともに、その写しを甲及び農業委員会に送付するものとする。

(原状回復)

第6条 丙は、前条の定めによる賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を現状に回復して、乙に返還しなければならない。

(管轄裁判所)

第7条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義が生じた場合の決定等)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結の証として本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上それぞれの1通を保有する。

平成 年 月 日

甲	名称
	代表者名
	所在地
乙	名称
	代表者名
	所在地
丙	名称
	代表者名
	所在地